

# 応急仮設住宅の建設にかかる 対応状況等報告会

平成23年10月 福島県

# 1 出来事時系列的な概要

- 3/11 東日本大震災発生
- 3/22 避難住民向けに20,000戸の住宅供給を決定
- 4/4 原子力災害による避難が災害救助法の対象に追加
- 4/14 避難状況を踏まえ、15,000戸の追加供給決定
- 4/22 「計画的避難準備区域」、「緊急時避難準備区域」を設定
- 5/1 借上げ住宅特例措置を開始
- 5/18 借上げ住宅の家賃限度額、対象費用、対象世帯要件緩和を追加変更。今後、遡及措置を行うことを発表
- 6/6 「特定避難勧奨地点」を設定
- 8/12 遡及措置を開始
- 9/30 「緊急時避難準備区域」を解除

## 2 県の住宅対策

### ■ 避難住民に係る住宅対策の基本方針（3本の柱）

避難住民の住宅対策として以下の3つの対策を実施し、最終的に35,000戸の住宅供給を目指した。

#### ① 応急仮設住宅の供給

14,000戸（3月時点） → 16,000戸（7月時点）

#### ② 民間住宅の借上げ

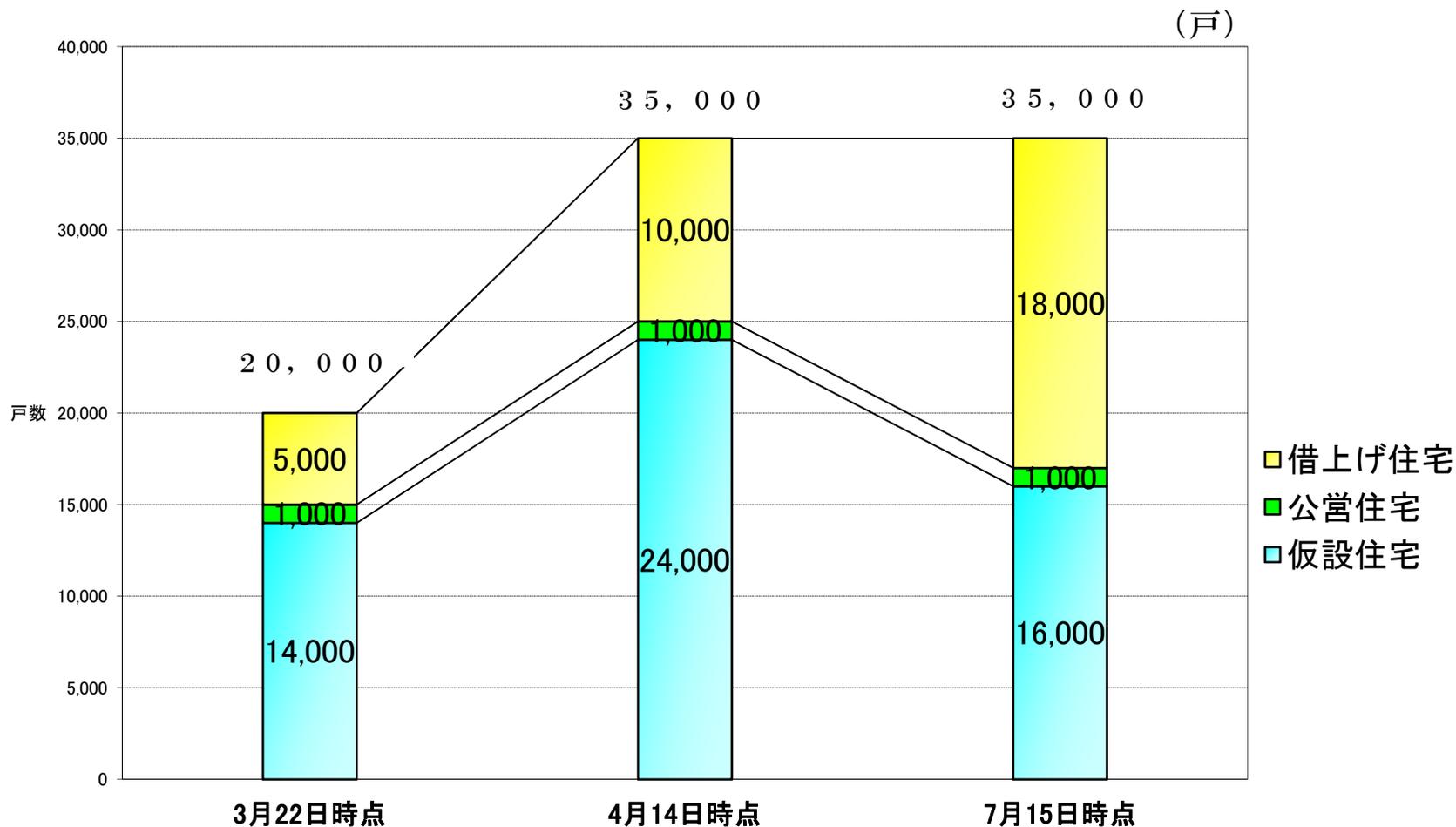
5,000戸（3月時点） → 18,000戸（7月時点）

#### ③ 公営住宅等空家の提供

1,000戸（3月時点） → 1,000戸（7月時点）

※併せて「住宅相談窓口」を設置

### 3 応急仮設住宅の供給目標の推移



## 4 応急仮設住宅の供給方法

■災害協定に基づくプレハブ建築協会への発注  
10,000戸（内訳:7,000戸（買取）、3,300戸（リース））

■福島県内事業者を対象とした公募による発注

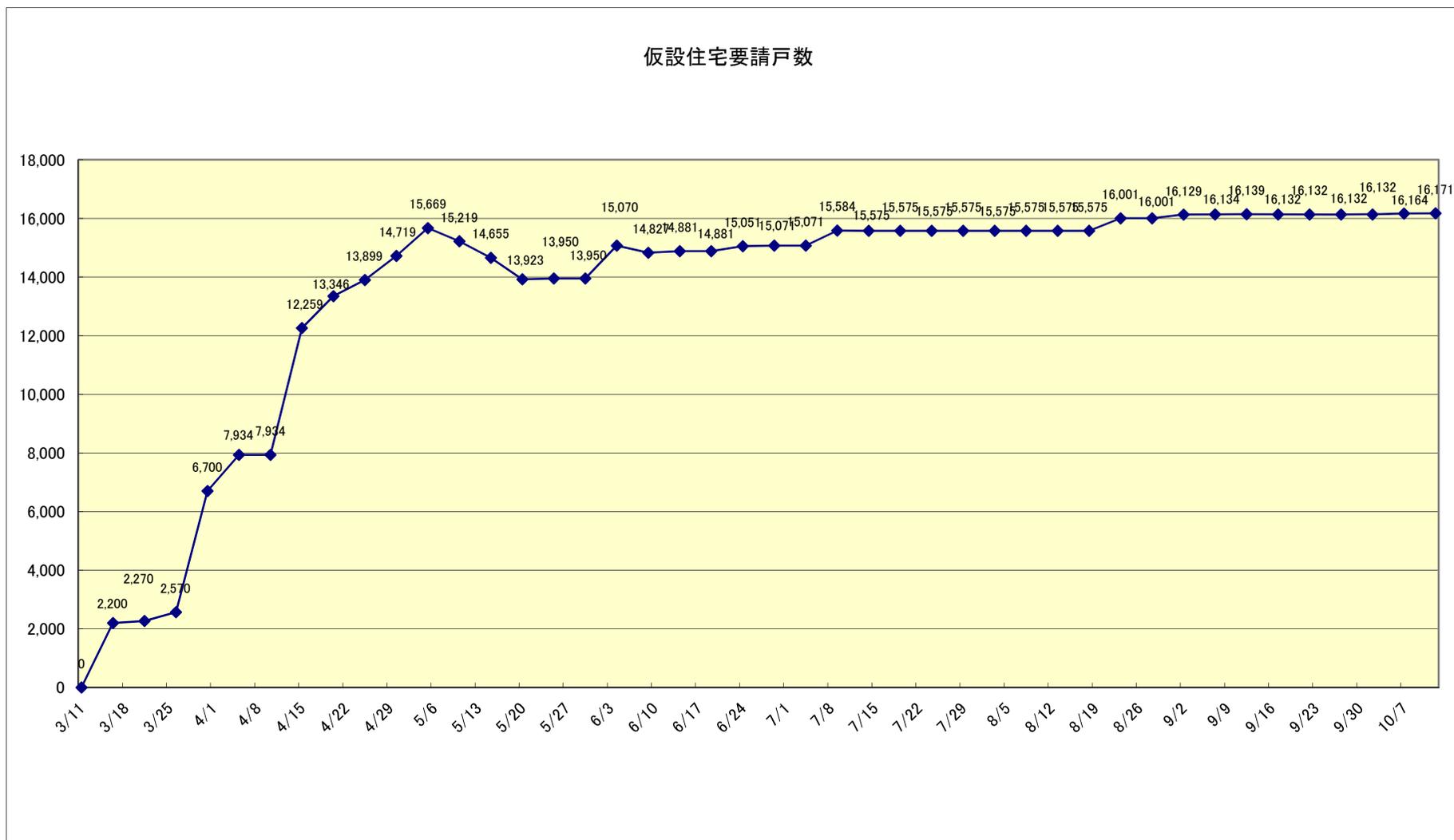
①第1回公募 4,000戸

（12事業者）

②第2回公募 1,000~2,000戸

（15事業者）

# 5 応急仮設住宅の要望戸数の推移



## 6 応急仮設住宅建設中の対応（その1）

### □ コミュニティの醸成への対応

#### (1) 集会場、談話室を設置

集会所：106団地(138棟)

談話室：80団地(80棟)

#### (2) 住戸の玄関同士を対面配置

#### (3) 掃き出し窓と濡れ縁を設置

#### (4) ベンチ、テーブルセットの設置

## 6 応急仮設住宅建設中の対応（その2）

### □ バリアフリーへの対応（玄関スロープ）

#### (1) 当初

- ・入居者の希望により、入居後に風除室または玄関スロープのいずれかを設置

#### (2) 6月より

- ・総住戸数の10%の住戸に玄関スロープを設置
- ・会津地方の玄関スロープは、積雪時にも機能するよう屋内化

#### (3) 現在

- ・各入居者の状況による追加要望に対応

## 7 追加工事への対応

### ○バリアフリー化等

- ・団地内通路のアスファルト舗装(全団地施工中)
- ・スロープや手すりを追加設置
- ・要望に応じて畳を設置

### ○暑さ対策について

- ・「緑のカーテン」を設置 (5,100戸)

### ○寒さ対策について

- ・断熱材の追加と窓の二重サッシ化 (6,000戸)

## 8 県内事業者の活用経緯

- 当初、災害協定に基づきプレハブ建築協会へ要請
- しかし、被災3県の要請が膨大であり、供給に時間がかかることが判明
- 一方、県内事業者から協力できる体制があり、活用願いたいと要望あり
- 4千戸について、県内事業者を対象に公募を実施（最終的に約6千戸を公募）
- 結果、早期の供給促進、県産材・県内企業の活用が図られた

## 9 県内事業者の活用例(1)

施工：日本ログハウス協会東北支部



内外装、構造、断熱材に「ログシェル材」を採用し、内・外部共にぬくもりのある空間を実現している。

## 9 県内事業者の活用例(2)

施工：福島県建設業協会

主要な構造要素である落し板をパネル化する「板倉工法」により、施工時や解体時の施工合理化を図っている。



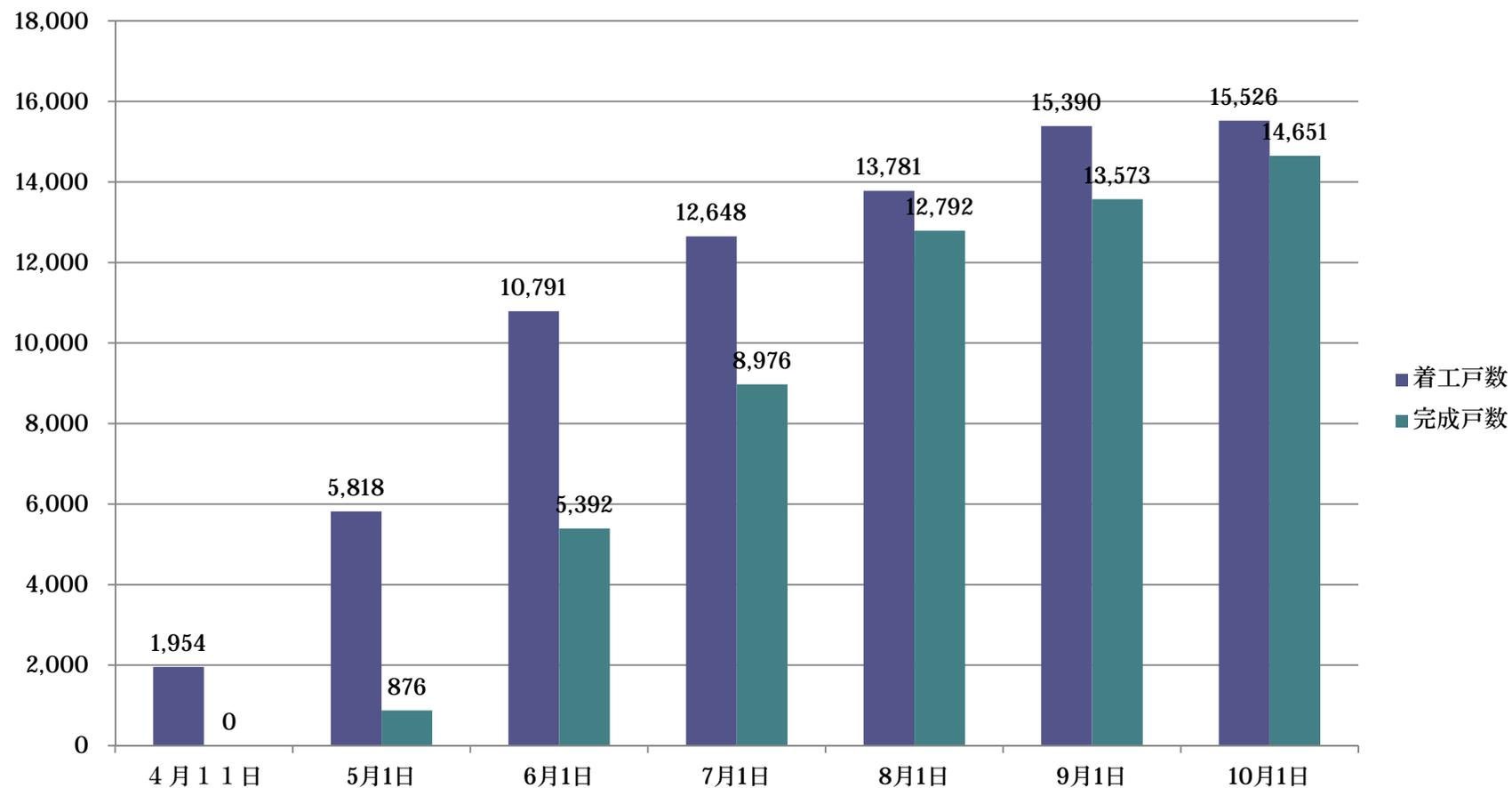
## 9 県内事業者の活用例(3)

施工：三春町復興住宅つくる会

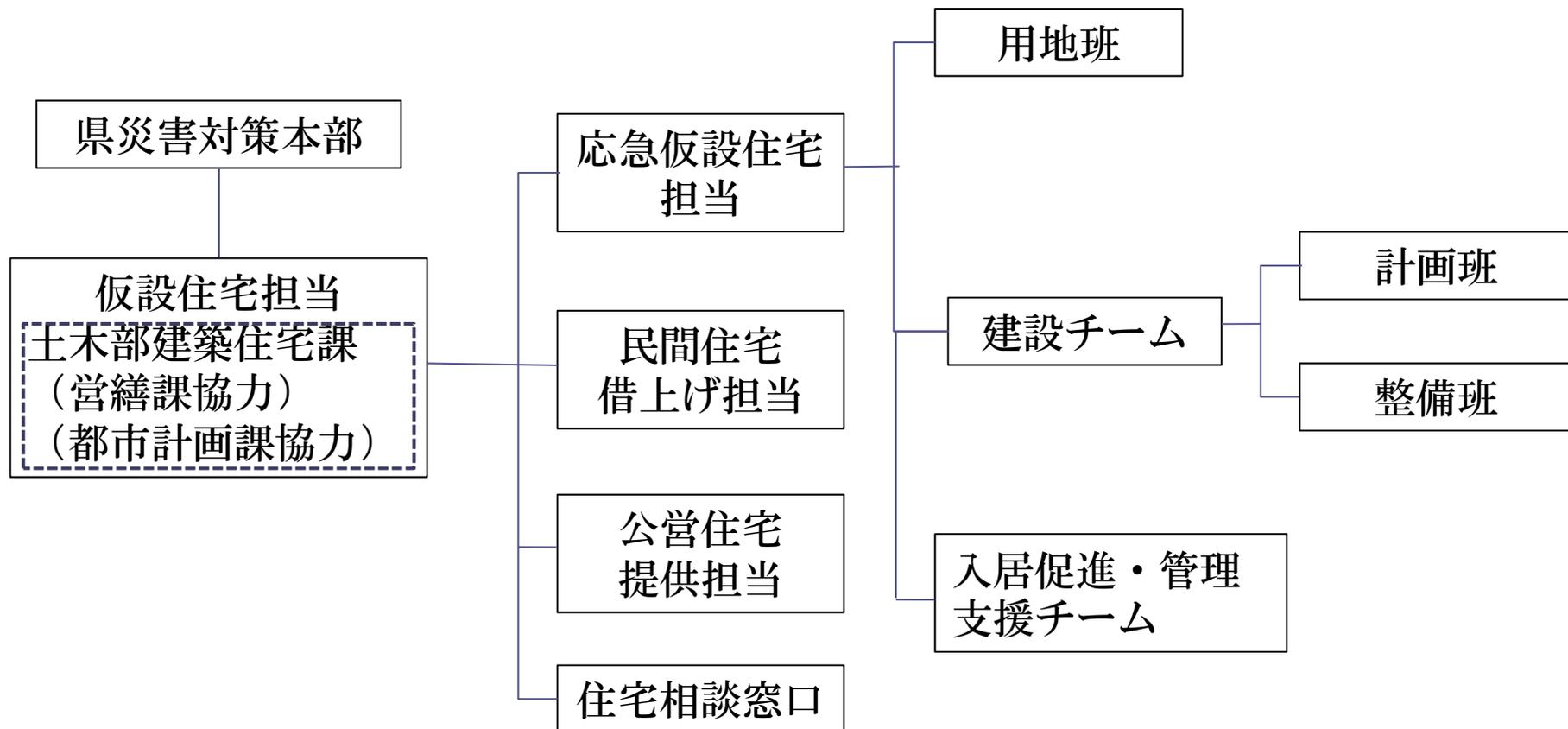


コンクリートべた基礎、外断熱通気工法の採用など、温熱環境の向上に努めている。

# 10 建設戸数の推移



# 11 福島県の応急仮設建設体制



## 12 国・他県からの支援

- 仮設住宅建設班
- 計画班での支援 ①用地契約事務  
②住宅賃貸借・購入契約事務
- 整備班での支援 ①敷地調査業務  
②現場進捗管理  
③見積もり額査定業務  
④各種検査（地縄・中間・完了）業務

支援団体名 （平成23年10月13日現在・順不同）

- 国土交通省、UR都市機構
- 東京都、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、山梨県、愛知県、奈良県、岡山県、広島県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
- 横浜市、富山市、大阪市、鳥取市、北九州市、福岡市

支援人員数 技術系職員235名、事務系職員74名 計309名

支援期間 1週間程度から2ヶ月間

## 13 県・被災市町村の役割分担

- 県：① 応急仮設住宅の建設  
② 要望追加工事の実施  
③ 応急仮設住宅・共同施設（浄化槽、  
受水槽、消防設備）維持管理費の確保  
④ 市町村維持管理の支援

- 被災市町村：① 応急仮設住宅の管理、入退去管理  
② 共同施設の管理、入退去管理  
③ 不具合・要望の受付、連絡  
④ 共同施設の維持管理

## 14 計画班の役割、業務の進め方、留意点

### 1 役割

仮設住宅建設地の調査及び仮設住宅の発注を行う。

### 2 業務

- (1) 要請市町村、受皿市町村、土地所有者等の調整
- (2) 建設地の調査（用地班と協同）
- (3) 発注事業者の選定
- (4) 配置計画決定後の要請市町村、受皿市町村、土地所有者等の調整
- (5) 仮設住宅の発注

### 3 留意点

原発事故に係る避難住民の仮設住宅は、県内他市町村へ供給することから、要請市町村と受皿市町村の調整に時間を要する。

## 15 用地班の役割、業務の進め方、留意点

### 1 役 割

仮設住宅建設地の選定、調査、土地所有者との契約等の手続きを行う。

### 2 業 務

(1) 建設地の情報収集

(2) 建設地の調査（計画班と協同）

(3) 土地所有者との交渉、契約等の手続き

(4) 建設地の要請市町村への情報提供

（要請市町村が土地所有者と契約する場合）

### 3 留 意 点

建設要請が増加し、建設地が公有地だけでは困難となり、民有地の選定や地区住民の合意に時間を要した。

## 16 整備班の役割、業務の進め方、留意点

### 1 役割

- ・良質な仮設住宅を提供するため工事監理業務を行う

### 2 業務

(1) 検査日程の調整

(2) 図面審査

(3) 現場監理

(①地縄検査、②中間検査、③完成検査、

④追加工事の検査(舗装、風除室・玄関スロープ等))

(4) 見積(請求)書審査

### 3 留意点

- ・支援いただく業務の把握に、多くの時間を要した  
他県等からの支援職員の円滑な業務遂行に向けて配慮した

## 17 入居促進・管理支援チームの役割と留意点

役割 ①完成後の速やかな入居を進めるための情報提供

②空き住戸の市町村間調整

③被災市町村からの要望、改造の受付

④市町村の維持管理の支援

留意点 県外避難が多いため、空き住戸の解消に向けた調整が難しい。

入居者からの個々の要望に対応するが、全ての要望に県が対応するのは困難。

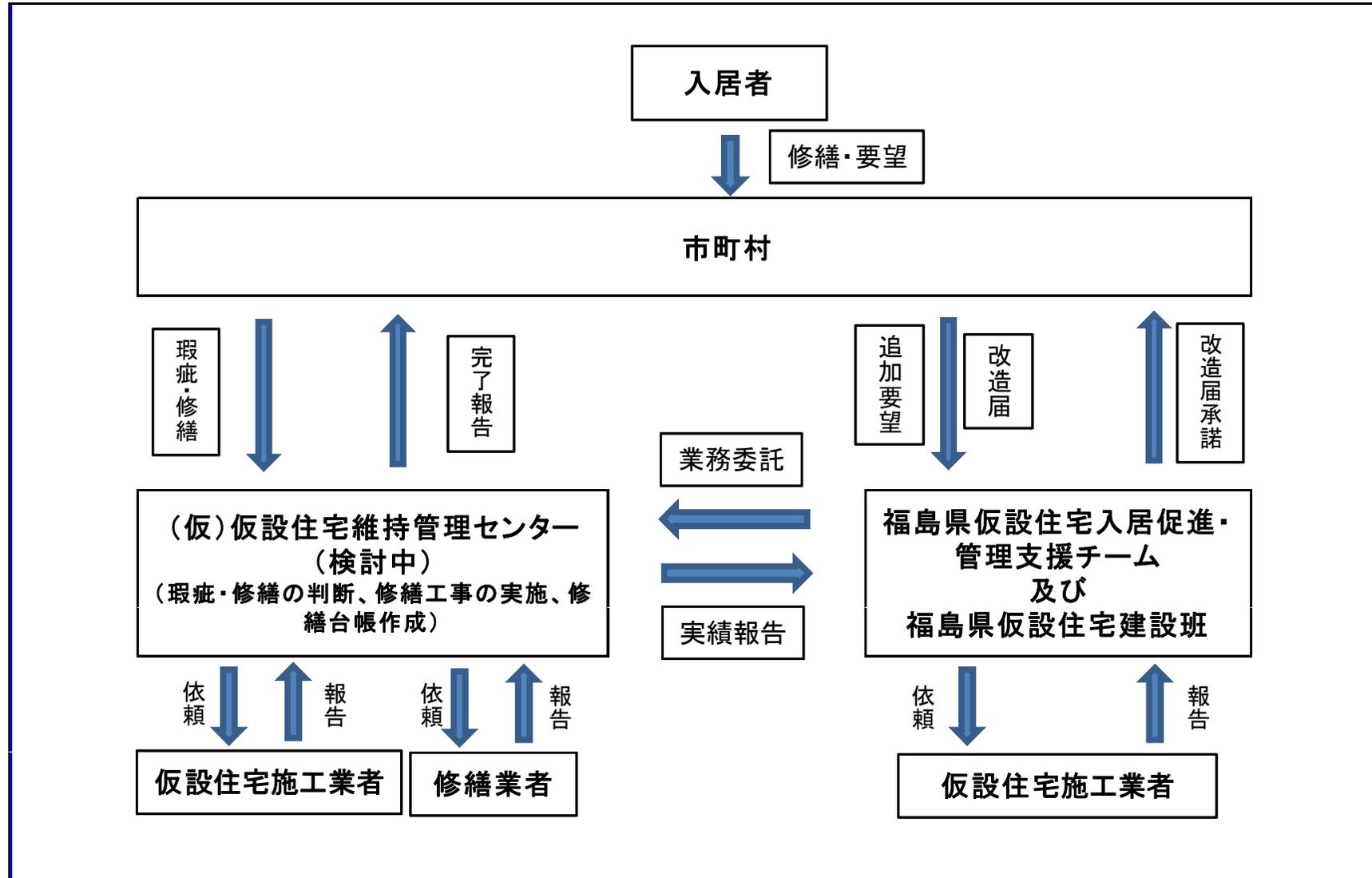
## 18 入居後のクレームと対応方針

主なクレーム：①風除室・建物間の雨漏り  
②アコーデオンドアの外れ等。

### 対応方針

- ①～10月 県において施工業者に対応を指示していた
- ②10月～ （仮）仮設住宅維持管理センターの設置を検討している。

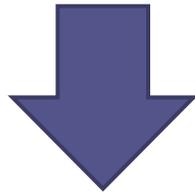
# 19 今後の応急仮設住宅における修繕・追加工事等フロー（案）



## 20 入居後の要望と対応方針

### ○主な要望内容

- ・手すりやスロープの追加設置が大多数
- ・畳の設置
- ・外灯の設置 etc.



### ○要望への対応

- ・基本的には要望に応えることとしている。

## 21 建設に関わる全体の課題

### ○仮設住宅敷地

- ・ 原発避難住民の他市町村での仮設住宅立地、敷地の調整

### ○入居率 10月10日現在約75%

- ・ 短期間での地震被災市町村からの要請  
と住民意向との乖離
- ・ 仮設住宅建設と後追い借上げ住宅制度

### ○緊急時避難準備区域解除への対応

- ・ 応急仮設住宅の追加建設要望

### ○計画的避難区域及び警戒区域の解除への対応

- ・ さらに、長期間での対応要

## 22 今後の課題

- 追加工事等への対応
  - ・寒さ対策（二重サッシへの変更、エアコン設置等）
  - ・掃き出し窓への変更
- 応急仮設住宅としての移築の検討
  - ・空き家移築による追加建設要望への対応
- 恒久住宅として利用できる応急仮設住宅
  - ・敷地選定時から、恒久住宅としての利用で計画
- 再利用
  - ・地元事業者の公募で、  
「再利用可能な仮設住宅」のテーマで評価し、  
再利用への活用検討
- 応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究
- 仮設住宅から恒久住宅への住替え策の検討